

令和7年第3回宇城市議会定例会 会期日程表

会期 21 日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月 2日	火	本会議	<input type="radio"/> 開会・開議 <input type="radio"/> 会議録署名議員の指名 <input type="radio"/> 会期の決定 <input type="radio"/> 諸報告 <input type="radio"/> 報告第14号から認定第7号までの34議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <input type="radio"/> 発議第3号の上程・趣旨説明 <input type="radio"/> 特別委員会の設置 【 散 会 】
9月 3日	水	休 会	<input type="radio"/> 議事整理
9月 4日	木	休 会	<input type="radio"/> 議事整理
9月 5日	金	休 会	<input type="radio"/> 議事整理
9月 6日	土	休 会	<input type="radio"/> 市の休日
9月 7日	日	休 会	<input type="radio"/> 市の休日
9月 8日	月	本会議	<input type="radio"/> 開議 <input type="radio"/> 報告第14号から報告第16号までの質疑 <input type="radio"/> 承認第5号の質疑・討論・採決 <input type="radio"/> 議案第49号から発議第3号までの質疑・委員会付託 <input type="radio"/> 認定第1号から認定第7号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 【 散 会 】 <input type="radio"/> 第1回決算審査特別委員会 【 閉 会 】
9月 9日	火	休 会	<input type="radio"/> 議事整理
9月 10日	水	休 会	<input type="radio"/> 議事整理
9月 11日	木	休 会	<input type="radio"/> 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
9月 12日	金	休 会	<input type="radio"/> 議事整理
9月 13日	土	休 会	<input type="radio"/> 市の休日

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月14日	日	休 会	○ 市の休日
9月15日	月	休 会	○ 市の休日
9月16日	火	本会議	<input type="radio"/> 開議 <input type="radio"/> 議案第49号から発議第3号までの委員長報告・質疑・討論・採決 <input type="radio"/> 議案第72号及び議案第73号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 【 散 会 】
9月17日	水	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教、建設経済、民生）
9月18日	木	休 会	○ 議事整理
9月19日	金	休 会	○ 議事整理
9月20日	土	休 会	○ 市の休日
9月21日	日	休 会	○ 市の休日
9月22日	月	本会議	<input type="radio"/> 第2回決算審査特別委員会 【 閉 会 】 <input type="radio"/> 開議 <input type="radio"/> 認定第1号から認定第7号までの委員長報告・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

9月2日(火)

令和7年第3回宇城市議会定例会（第1号）

令和7年9月2日（火）
午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第14号 令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第5 | 報告第15号 令和6年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第6 | 報告第16号 令和6年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号） |
| 日程第8 | 議案第49号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第50号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第51号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第52号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第53号 令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第54号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第55号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第56号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第57号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第58号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第59号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第60号 宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎改築工事）
- 日程第 2 4 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））
- 日程第 2 5 議案第 6 6 号 工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）
- 日程第 2 6 議案第 6 7 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）
- 日程第 2 7 議案第 6 8 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）
- 日程第 2 8 議案第 6 9 号 財産の取得について（消防積載車の購入）
- 日程第 2 9 議案第 7 0 号 市道の路線の認定について
- 日程第 3 0 議案第 7 1 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 3 1 認定第 1 号 令和 6 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 2 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 3 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 4 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 5 認定第 5 号 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 6 認定第 6 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 7 認定第 7 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 8 発議第 3 号 宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について
- 日程第 3 9 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。 (19人)

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	8番 嘉古田 茂 己 君
9番 原 田 祐 作 君	10番 永 木 誠 君
11番 山 森 悅 嗣 君	12番 三 角 隆 史 君
13番 坂 下 勳 君	14番 大 村 悟 君
15番 高 橋 佳 大 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀 代 美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員 (1人)

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木 見 田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
經 濟 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
經 濟 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 ま ゆ み 君

農業委員会事務局長 松枝邦明君 財政課長 田尻勇樹君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和7年第3回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、19番、中山弘幸君及び2番、津志田幸紀君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月2日から9月22日までの21日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの21日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、まず、ただいまタブレットにて送信をいたしましたが、まず1ページから6ページのとおり、監査委員から宇市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和7年5月分から7月分までが提出されております。

主な公式行事については、7ページのとおりです。

次に、陳情について申し上げます。

去る8月22日の第9回議会運営委員会において、机上配布と決定をいたしました1件の陳情書につきましては、ただいまタブレットにて送信したとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） 皆さんおはようございます。発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

まず初めに、8月10日から11日にかけての豪雨により、本市でも、河川の氾

濫や住宅への浸水、土砂崩れや冠水による道路寸断など甚大な被害が発生しました。

市では、発災直後から災害対策本部を設置し、被害状況の把握、避難所運営、災害ごみの受入れ、り災証明書の発行、インフラの復旧に向けた対応など、全力を挙げて取り組んでいるところです。

あわせて、被害が集中した小川地区の迅速な機能回復を目的として、9月1日付で市役所内に小川地区対策支援チームを設置しました。本チームは、土木技術及び小川地区に精通した人員で構成し、小川支所経済建設課の支援等の役割を担っています。

9月1日時点での主な被害状況は、床上、床下浸水などの住宅被害が259戸、市道・里道などの損壊が402件、河川の損壊が318件、農地や農業用施設の被害が468件、商工関係の被害が31件となっております。

また、農作物を含めた農業被害は39億円、公共土木の被害額は44億円をそれぞれ上回っており、今後は、被災された方々の生活の安定を第一に取り組むとともに、生活再建支援金や応急仮設住宅の提供、災害ごみ処理の円滑化など、国県の補助制度を活用しながら、一日も早い復旧を目指してまいります。

次に、職員の懲戒処分について報告します。

6月27日付で、市民部の男性主任主事1人を戒告処分としました。

これは、令和6年度、事業用備品購入代金について、納品後に支払いに関する事務手続を怠り、業者への代金39万8,200円の支払い遅延を生じさせたほか、自動車点検代1万9,500円、自動車検査代7万6,362円の支払い遅延を生じさせたものです。

また、男性主任主事は、令和5年度にスポーツ施設関連の設計業務委託料ほか4件について、支払い遅延を発生させたことにより戒告処分を受けています。

この行為は、地方公務員法第32条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反に加え、同法第33条、信用失墜行為の禁止に違反するものであり、同法第29条第1項第2号、職務義務違反に該当すると判断したことから、担当者1人を戒告処分、上司2人を訓告処分としました。

公務員として、高い倫理感と厳正な服務規律に基づき行動すべきところに、市民の信頼を失うことになりましたことを心からおわび申し上げます。

今後、更なる職員の指導と再発防止を徹底し、綱紀粛正に努めてまいります。

次に、三角西港世界文化遺産登録10周年について報告します。

三角西港が構成資産の1つとなっている「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、平成27年7月8日に世界文化遺産に登録されて、今年で10周年を迎えました。

7月2日に県知事、荒尾市長とともに合同記者発表をし、現在、「明治日本の産業革命遺産」世界文化遺産登録10周年記念キャンペーン～万田坑・三角西港～を実施しております。

7月6日には東京都の国際フォーラムで、全国8県11市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会主催の記念シンポジウムが開催されたほか、本市でも、市内小中学校で世界遺産を学ぶ学校給食の特別メニューの提供やスタンプラリーなどを実施しております。

今後も、市内外の多くの方々に三角西港の価値、魅力を再認識していただけるよう、10周年を記念して制作したロゴマークとイラストを活用し、様々なイベントを開催してまいります。

最後に、第4弾宇城市物価高騰対策商品券についてです。

物価高騰による市民の生活への影響を緩和することを目的として、市内事業者の事業持続化を促進することに加え、地域における消費を喚起・下支えするため、全市民に5,000円分の電子マネーカード商品券、第4弾宇城市物価高騰対策商品券を発行しました。

8月4日から使用開始しており、累計発行枚数は5万5,965枚、8月31日現在の決済累計金額が約1億8,400万円、使用率65%です。

使用期限は10月17日までですので、引き続き、加盟店の募集と使用率の向上を目指し、周知を図ってまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第14号 令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告について

日程第5 報告第15号 令和6年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

日程第6 報告第16号 令和6年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

日程第7 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めるについて（専決第12号）

日程第8 議案第49号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第50号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第51号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)

- 日程第11 議案第52号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第53号 令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第54号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第55号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第57号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第58号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第59号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第60号 宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第61号 宇城市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第62号 宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第63号 工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）
- 日程第23 議案第64号 工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎棟改築工事）
- 日程第24 議案第65号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））
- 日程第25 議案第66号 工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）
- 日程第26 議案第67号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）
- 日程第27 議案第68号 財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）
- 日程第28 議案第69号 財産の取得について（消防積載車の購入）
- 日程第29 議案第70号 市道の路線の認定について
- 日程第30 議案第71号 市道の路線の廃止について
- 日程第31 認定第1号 令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第32 認定第2号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第3号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 認定第4号 令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第5号 令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第6号 令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第37 認定第7号 令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第4、報告第14号令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告についてから、日程第37、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 本日からの令和7年第3回市議会定例会では、大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告等3件、承認案件として令和7年度宇城市一般会計補正予算の専決処分1件、予算案件として令和7年度宇城市一般会計補正予算等7件、条例案件として宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正等7件、その他案件として工事請負契約の締結等9件、最後に認定案件として令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定等7件です。合わせて34件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第14号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 報告第14号令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告について御説明いたします。議案集は9ページから10ページをお願いいたします。

本報告は、令和5年9月に変更議決を得ました総額2億7,600万円余の小川中学校グラウンド整備事業につきまして、令和6年度をもって事業が完了し、継続年度を終了しましたので、継続費精算報告書を調製し、報告するものです。

10ページをお願いいたします。小川中学校グラウンド整備事業の実績につきましては、ページ中央部の実績のところに記載しておりますが、支出済額の合計が2億4,400万円余となりました。

財源内訳として、国庫支出金の学校施設環境改善交付金が3,600万円余、地方債は、学校教育施設等整備事業債及び合併特例事業債を1億8,000万円余発行している状況です。差引で不足する額を一般財源の2,700万円余で賄っております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第14号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第15号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集11ページです。報告第15号令和6年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について、別冊の経営状況報告書で説明いたします。

それでは、1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期を説明いたします。

資産の部は、流動資産8,995万2,347円と固定資産2,035万1,331円の合計で1億1,030万3,678円となり、前期比で約1,131万円増加しております。

負債の部は、合計で3,771万3,053円となり、前期比で約375万円増加しております。これは自己株式を取得した前期決算では一時的に営業利益が下がり、準じて税額も下がりました。当期は通常期に戻りましたので、比較において増加になったものです。

また、純資産の部は、資本金1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が7,259万625円と、前期より約756万円増加しています。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

純売上高5億1,451万5,766円から売上原価3億7,482万7,683円を差し引いた売上総利益は、1億3,968万8,083円となります。

これから販売費及び一般管理費1億3,565万8,369円を控除した営業利益は402万9,714円となります。営業外収益・費用を勘定した当期純利益は730万2,167円でありました。これは、不知火柑を独自ブランドとして商品化するなど、社員の努力により、売上高を向上させたものです

次に、3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

当該経費は1億3,565万8,369円で、前期比で約2,255万円増加しております。コスト削減による利益の確保などに努める一方で、社員の働きがいを高めるため、給与手当や賞与手当などの人件費も増加傾向にあります。また、燃料費

の高騰やドライバー不足などの影響を受け、運賃も増加し続けています。

8ページからは、令和6年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上で、有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第15号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第16号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は12ページをお願いします。報告第16号令和6年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものです。

まず、1の表、令和6年度の健全化判断比率について説明いたします。

実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示しております。次の連結実質赤字比率は、市の全会計を対象とした赤字比率を示しております。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため横線としております。

また、実質公債費比率は、市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合を対象とし、実質的に市が税収等の自主財源で負担した公債費の比率になります。令和6年度は11%で、早期健全化基準であります25%、そして財政再生基準の35%を大きく下回っている状況です。また、前年度比としましては0.3ポイントの増となっております。

次に、将来負担比率は、市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合、さらに地方公社や第3セクター等を対象範囲とし、市債残高、債務負担行為残高、退職金見込額などの将来的な負担見込額を標準財政規模等で除して得た比率になります。令和6年度の将来負担比率は30.4%で、早期健全化基準である350%を大きく下回っております。前年度比としましては7.2ポイントの増となっております。

続いて、2の表、令和6年度宇城市公営企業会計資金不足比率について説明いたします。

水道、下水道事業会計ともに、資金不足はありませんので横線としております。

健全化判断比率・資金不足比率ともに、国が示します早期健全化基準、また経営健全化基準以下の数値となっており、市の会計は、健全な状態に位置しております。

以上で、報告第16号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第16号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第5号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 承認第5号専決処分の報告及び承認を求めるについて（専決第12号）令和7年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）について説

明いたします。議案集13ページから14ページになります。また資料につきましては、別冊の令和7年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第1号）となります。

令和7年8月15日付けで、予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

内容としましては、令和7年8月豪雨の災害復旧及び応急対策等を図るため、公共施設の応急復旧や被災者の応急救助等に係る事務を迅速に行うための補正予算となります。

別冊の令和7年度宇城市一般会計補正予算書（専決第1号）の1ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億4,345万7,000円を追加し、予算総額を380億9,120万1,000円としております。

それでは、まず歳出の主なものについて御説明いたします。9ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出予算となります。

款3、項8、目1災害救助費で1億6,500万円余を補正しております。8月10日に災害救助法の適用が決定されたことに伴う応急救助等に要する経費となります。

節12委託料の障害物除去業務委託料431万7,000円は、半壊又は床上浸水した住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できず、自力では当該障害物を除去できない者に対し応急救助を行うもので、経費の全額が県の災害救助費負担金で賄われる予定です。

節18負担金補助及び交付金の被災建物土砂等処理費補助金900万円は、土砂崩れなどにより被災した建物の所有者に対し、土砂等の撤去及び処分に伴う費用の一部を補助するもので、油圧ショベルやダンプ、トラック等の資機材の借上げ等に対し補助する市の単独事業となります。

節19扶助費の被災者住宅応急修理支援費は、住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の応急救助を行うものです。

また、学用品給与費の217万円は、住家の半壊や床上浸水等により、学用品を使用することができなくなった就学上支障のある小中学校の児童生徒に対し、教科書や文房具等の学用品を給付するものです。

財源は、どちらも県の災害救助費負担金で全額が賄われる予定です。

次に、10ページをお願いいたします。款4、項3、目1清掃総務費で5,60

0万円余を補正しております。被災した家屋から出てきた片付けごみや瓦礫等の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理を行うための費用となります。

節12の災害廃棄物処理業務委託料3,684万7,000円は、災害廃棄物の収集、運搬と処分に要する経費です。警備保安業務委託料1,233万9,000円は、災害廃棄物の仮置き場の設置に伴うもので、交通誘導や夜間警備などの費用となります。

財源は、国の災害廃棄物処理事業費補助金で2分の1が賄われる予定です。

次に、款5、項1、目13湛水防除事業費で、排水機場点検業務委託料500万円を補正しております。豪雨により機器の不具合や浸水等による故障が発生しているため、目視では確認できない機械設備等の点検を全ての排水機場において実施するため必要な額を増額するものです。

次に、款7、項6、目1住宅管理費では、公営住宅の応急修繕費用を計上しております。小川地区の松の本団地が豪雨により床上浸水したことから、畳の張り替え等の応急的な修繕を行うものです。

次に、款9、項2、目1学校管理費の修繕料267万円は、小川小学校などにおいて、豪雨による教室などの雨漏り修繕や浸水等によるエアコン機器の修繕を行うものです。

11ページをお願いいたします。款10、項1、目1農業用施設災害復旧費で2億6,200万円を補正しております。豪雨により被災した農地や農業用施設の災害復旧を行うための測量設計業務委託や応急復旧工事を計上しております。

節18の農業基盤災害復旧事業補助金は、国庫補助事業の対象とならない受益者で行う自力復旧に対し、原材料費や機械借上料に要した費用の補助を行う市の単独事業となります。

12ページをお願いいたします。款10、項2、目1公共土木施設災害復旧費で10億3,600万円余を補正しております。豪雨による通行不能道路や閉塞河川における機械借上等の応急対応、被災した道路や河川の災害復旧を行うための測量設計業務委託や応急復旧工事を計上しております。

財源は、市債の公共土木施設災害復旧債を発行し賄う予定としております。

次に、13ページをお願いいたします。款10、項3、目1公立学校施設災害復旧費で200万円、同じく目2保健体育施設災害復旧費で130万円をそれぞれ補正しております。豪雨による小川中学校及び豊野中学校の法面崩落による災害復旧、また観音山グラウンド施設の水道管破損や稻川グラウンドが浸水したことによる井戸ポンプの復旧を計上しております。

財源は、市債の文教施設災害復旧債を発行し賄う予定としております。

続いて、歳入予算の説明をいたします。主な特定財源につきましては、先ほどの歳出予算の方で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。事項別明細書の2、歳入です。

款12、項1、目1地方交付税で、特別交付税を2,248万6,000円増額しております。国庫補助事業であります災害廃棄物処理事業の市の負担分に対し、その約8割が国から特別交付税として交付されるものです。

8ページをお願いいたします。款20、項2、目1財政調整基金繰入金で2億100万円余を増額しております。歳出総額に対し、歳入総額が不足する額の財源調整を当該科目で行っております。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第49号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第49号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料は、別冊の令和7年度宇城市各会計補正予算書における宇城市一般会計補正予算（第2号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ14億1,055万9,000円を追加し、予算総額を395億176万円としております。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を併せて行っております。

補正の概要につきましては、前年度決算剰余金に係る繰越金などの歳入の増額見込み、また歳出においては、人事異動に伴う人件費の組替え調整や災害復旧事業費の増額、女性・若者キャリアアップ支援施設に係る設計業務委託や小中学校の屋内運動場空調整備工事費の追加など、新たに発生した財政需要に対し、予算の補正を行うものです。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。3ページまでが歳入、4ページから5ページまでが歳出予算となります。款と項の区分ごとに各費目において紙面のとおり補正しており、主な内容につきましては事項別明細書にて御説明いたします。

それでは、6ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、子育て世帯定住促進事業補助金ほか7件を紙面のとおり追加しております。事務事業の性質上、年度内に支出が終わらない見込みがあるものや工事等施工時期の平準化に向けた取組を行うものを追加しております。

次に、7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、

小学校デジタル複合機複写サービス利用料ほか2件を追加し、2変更で口座振替データ伝送業務委託ほか2件の限度額を紙面のとおり変更しております。

8ページに移ります。第4表、地方債補正です。1変更で、農業施設整備事業費ほか7件の限度額を紙面のとおり変更しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について説明いたします。16ページをお願いいたします。

16ページの中段、款2、項1総務管理費、17ページに移りまして、目6企画費、節12委託料の設計業務委託料400万円の追加は、国の補助制度を今後活用し、女性・若者キャリアアップ支援施設をイオンモール宇城内に設置し、民設公営による事業展開を計画するための設計業務委託となります。

節18負担金補助及び交付金の子育て世帯定住促進事業補助金750万円の追加は、市外在住で就学前の子どもがいる子育て世帯の定住促進を目的に、住宅取得費用の一部について1世帯当たり50万円を上限として補助するものです。

財源は、国の社会資本整備総合交付金で45%が賄われる予定です。

次に、19ページをお願いいたします。ページの中段、款3、項1、目1社会福祉総務費です。20ページに移りまして、節18負担金補助及び交付金の定額減税不足額給付金1億4,700万円余の追加は、国の施策により、所得税及び個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった方には、定額減税調整給付金が給付されたところでございますが、所得や扶養等の状況変化により本来給付すべき額と差額が生じた場合には、その不足額を追加で給付することとなっております。前年度の1月に補正予算を編成し、本年度に予算を繰り越しておきましたが、現計予算では不足が生じる見込みのため増額するものとなります。

財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全額が賄われます。

次に、25ページをお願いいたします。款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の地域活性化起業人負担金535万円の追加は、稼げる農業を実現するため、国の地域活性化起業人制度を活用した民間企業の社員の派遣を受けることで、民間企業のノウハウや知見をいかした地域産品の開発や販路開拓、農産物を核としたブランディングなどを図るものとなります。

27ページをお願いいたします。款6、項1、目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金の物価高騰対応LPGガス使用世帯支援事業補助金3,744万7,000円は、国のエネルギーの価格高騰対策の対象となっていないLPGガス使用世帯の負担軽減を図るため、前回の支援に引き続き県及びLPGガス協会と連携し、1世帯当たり2,000円の補助金を支給するものです。

財源は、物価高騰対応関係の国と県の交付金で全て賄うこととしております。

32ページをお願いいたします。ページ中段の款9、項1、目3教育振興費、節17備品購入費の序用器具購入費6,339万6,000円の増額は、小中学校に配備している複写機や印刷機器の更新期を考慮し、設置基準の見直しを行うとともに、学校教育の働き方改革やペーパーレスの推進等を図るため、全小中学校に配備するデジタル複合機を一括購入するものです。

次に、ページ下段の款9、項2、目1学校管理費に移ります。33ページに移りまして、節14工事請負費の小学校屋内運動場空調整備工事費5億7,500万円余は、近年の猛暑対策として、学校体育館等に空調機器を整備することで、小中学校の教育環境と災害時の避難所環境を向上させるものです。令和7年度が期限となる財政措置が有利な市債を活用し、実施するものです。

ページ中段の款9、項3、目1学校管理費、節14工事請負費の中学校屋内運動場空調整備工事費5億5,100万円余についても先ほどと同様の理由となります。

次に、36ページをお願いいたします。ページ中段、款10、項1、目1農業用施設災害復旧費、節14工事請負費の農地災害復旧工事費500万円は、5月9日の豪雨により不知火町長崎地区の農地が被災したため、その災害復旧工事を行うものです。財源は、県補助金と受益者負担金及び市債を発行して賄う予定としております。

同じく項2、目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費の河川災害復旧工事費900万円は、6月10日の豪雨により豊野町上郷地区の砂川護岸が被災したため、その災害復旧工事を行うものです。財源は、国庫負担金と市債を発行して賄う予定としております。

また、今回の補正予算におきましては、各費目で4月以降の人事異動等に伴う人件費の増減調整などを行っておりますので申し添えます。

続いて、歳入予算の説明をいたします。主な特定財源につきましては、歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。ページ上段、款11、地方特例交付金の減収補てん特例交付金と款12地方交付税の普通交付税は、それぞれ国の交付額決定通知に基づく補正となります。

次に、14ページをお願いいたします。款20、項2、目1財政調整基金繰入金で7,281万9,000円を増額しております。歳出補正額に対し歳入補正額が不足するため、歳入歳出予算の財源調整を行っております。

款21、項1、目1繰越金で、前年度繰越金を1億1,900万円余増額しております。前年度決算の実質収支から法定基金繰入金を除いた額が、補正後の額で4

億1,900万円余となります。

款22、項6、目5雑入では、宇城広域連合過年度精算返納金4,388万8,000円を追加しております。宇城広域連合の前年度の決算剰余金の返還金となります。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第49号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第50号及び議案第51号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議案第50号令和7年度字城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ622万6,000円を追加し、予算の総額を77億1,760万7,000円とするものでございます。

まず、歳入を説明いたします。6ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金516万8,000円の減額は、職員の人事異動に伴う人件費の減額などにより、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

款6繰越金、項1繰越金468万4,000円の増額は、令和6年度決算確定による繰越金です。

款8国庫支出金、項1国庫補助金671万円の増額は、令和8年度に創設されます子ども・子育て支援金制度に向けたシステム改修事業に対して交付されます補助金です。

次に、歳出を説明いたします。7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料671万円の増額は、歳入で説明いたしました、令和8年度に創設されます子ども・子育て支援金制度に向けたシステム改修に係る委託料です。

9ページをお願いいたします。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、節22償還金利子及び割引料582万9,000円の増額は、令和6年12月からマイナ保険証へ移行することにより、登録者数の保険証情報が早くなり、重複するものに対し、国保資格喪失勧奨及び職権終了処理を行うことができるようになりました。そのため、過年度遡及資格喪失者への還付金が増えたことによるものです。

款8、項2繰出金1,564万3,000円の増額は、令和6年度の一般会計からの繰入金について、剰余金が発生したことによる前年度決算剰余繰出金の増額と、令和6年度歳入不足の補填に要した一般会計からの財政安定化支援借入金を償還す

るものです。

以上で、議案第50号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第51号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ777万3,000円を追加し、予算の総額を11億3,749万6,000円とするものです。

まず、歳入を説明いたします。6ページをお願いいたします。

款5繰越金、項1繰越金678万9,000円の増額は、令和6年度の決算確定による繰越金です。

款7国庫支出金、項1国庫補助金341万円の増額は、令和8年度に創設されます子ども・子育て支援金制度に向けたシステム改修に対して交付される補助金となります。

次に、歳出を説明いたします。7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料341万円の増額は、令和8年度に創設されます子ども・子育て支援金制度に向けたシステム改修に係る委託料となります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金435万2,000円の増額は、令和6年度分の本市の保険料等負担金が確定いたしましたので、前年度精算金として広域連合に納付するものです。

款3諸支出金、項2繰出金243万7,000円の増額は、歳入で説明いたしました繰越金678万9,000円から、保険料等負担金の前年度精算金435万2,000円を差し引いた金額を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で、議案第51号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第50号及び議案第51号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第52号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第52号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,008万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ68億759万4,000円とするものです。

7ページをお願いします。歳出の主なものから説明します。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金7,905万円の増額は、前年度繰越額確定に伴う元金及び利子積立金です。

同ページの款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の1,943

万3,000円の増額は、過年度国庫支出金等の返還金で、前年度実績による国県及び支払基金への精算返還金です。

8ページの項2繰出金、目1一般会計繰出金の2,334万4,000円の増額は、前年度の介護給付費と事務費等の実績を精算し、一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の主なものを説明します。6ページをお願いいたします。

款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金4,386万4,000円の減額は、前年度繰越金から基金積立金、精算返還金等を差し引いた残額を基金繰入金から減額するものとなります。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金で1億5,561万円を前年度繰越金として増額しております。

以上で、議案第52号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第52号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第53号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案第53号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,764万9,000円とするものです。

まず、歳入を説明します。6ページをお願いいたします。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金で7万4,000円を増額しています。奨学基金利子が当初の見込みを上回ったことによる補正です。

款3繰入金、項2基金繰入金、目1奨学基金繰入金で30万7,000円を減額しています。前年度繰越金の増額補正によるものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金で、節1前年度繰越金61万4,000円を増額しています。令和6年度決算に伴う補正になります。

次に、歳出を説明いたします。7ページに移ります。

款1、項1、目1育英事業費、節24積立金で、前年度決算の剰余金2分の1以上の基金元金積立として30万7,000円と利子積立金として7万4,000円を補正しています。

以上で、議案第53号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第53号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第54号及び議案第55号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第54号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出の収入においては、第1款水道事業収益の既決予定額

から補正予定額1,923万円を減額し、収入予定額を13億994万3,000円としております。補正の主な理由は、下水道使用料徴収委託手数料の追加及び一般会計補助金のうち、高料金対策費補助金について、国の基準単価の見直しで一部要件を満たさなくなったことにより、繰入基準に該当しなくなったための減額となります。

支出では、第1款水道事業費用の既決予定額に1,324万7,000円を追加し、支出予定額を13億6,368万1,000円としております。主なものは、人事異動に伴う職員人件費の調整及び水道検針機器の更新に伴い、処分した元の機器の減価償却費の減額、資産減耗費の追加となります。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の収入においては、第1款下水道事業収益の既決予定額から、補正予定額167万2,000円を減額し、収入予定額を14億6,366万8,000円としております。補正の主な理由は、高良雨水ポンプ場に係る一般会計雨水処理負担金の減額となります。

2ページに移ります。支出では、第1款下水道事業費用の既決予定額に補正予定額1,401万円を追加し、支出予定額を15億682万8,000円としております。補正の主な理由は、水道事業に対する下水道使用料徴収業務手数料の追加及び人事異動に伴う職員人件費等の調整となります。

続いて、第4条資本的収入及び支出の第1款資本的支出の既決予定額に、補正予定額9万7,000円を追加し、支出予定額を9億607万5,000円としております。補正の理由は、人事異動に伴う職員人件費等の調整となります。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第54号及び議案第55号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第56号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は15ページから18ページ、説明資料集は5ページから10ページとなります。議案第56号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正するものです。

改正内容としましては、まず、育児時間の取得パターンの多様化に関する改正です。現行の1日2時間の範囲内で取得できる制度に加え、1年に10日相当時間数

の範囲内で1日当たりの上限時間数なく育児時間取得できるパターンを追加します。なお、このパターンの育児時間と現行の育児時間のいずれを取得するかは、職員による選択制といたします。

次に、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等です。妊娠・出産等についての申出をした職員等に対し、仕事との両立支援制度等に関する情報提供など、制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する事項を新設しております。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第56号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第57号及び議案第58号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集は19ページ、説明資料集は11ページをお願いします。議案第57号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、自治体情報システム標準化に伴い、新しく定義された印鑑登録原票について規定するため、条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第57号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は20ページ、説明資料集は12ページをお願いします。議案第58号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、本市においても消防団員の減少が続いております。現在の宇城市消防団員数は1,233人であり、条例定数1,550人に対して充足率79.5%と低迷しております。

今後も、団員の増加が見込めない状況が予測されることから、少数班の統合編成等を考慮し、条例定数を実団員数に近い1,300人へ引き下げるものです。

以上で、議案第58号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第57号及び議案第58号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第59号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集21ページ、説明資料集は13ページとなります。

議案第59号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

三角町にあります市営住宅馬立住宅は、建築から 60 年以上を経過しており、耐震性もなく、地すべり警戒区域に立地することから用途廃止し、宇城市営住宅管理条例から「馬立住宅」の名称を抹消する一部改正を行うものです。

以上で、議案第 59 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 59 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 60 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集 22 ページ、説明資料集は 14 ページになります。議案第 60 号宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料集を基に説明いたします。

本改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、企業職員も同様の対応とするため条文を一部改正するものです。これは、育児のために勤務しないことを認める部分休業制度の拡充になります。

改正内容としましては、先ほどの議案第 56 号と重複いたしますが、育児時間の部分休業制度において、現行では 1 日 2 時間の範囲内でしか取得できなかつた制度に加え、1 年につき 10 日相当時間数の範囲内で、1 日当たりの上限時間数に縛りがない形態を追加いたします。

よって職員は、1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない形態を選択できるようになるものです。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 60 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 61 号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集の 23 ページをお願いいたします。議案第 61 号宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

自治体情報システム標準化対応のため、住民税、固定資産税、国民健康保険税の 3 税の集合徵収方式から、各税目で徵収する単税徵収方式になることに伴い、条例を廃止するものです。

以上で、議案第 61 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 61 号詳細説明が終わりました。

次に、議案第 62 号及び議案第 63 号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議案集 24 ページをお願いいたします。議案第 62 号宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

当該施設は、旧三角町時代に建設されたごみ処理施設であり、平成 10 年には既に役割を終え、稼働を停止しております。現状、既に廃墟のような状態であり、煙

突等は老朽化による倒壊の危険性もございます。また、隣接地には住民の農業用ハウス等もあるため、令和8年から令和9年度にかけて解体工事を予定しております。

先の6月議会で、当該施設の解体設計業務委託料予算について、市議会での承認を得たことを受け、今回、当該施設の廃止条例を上程するものでございます。

以上で、議案第62号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は25ページ、説明資料集は15ページから16ページをお願いいたします。議案第63号工事請負契約の締結について説明いたします。

本案件の宇城市保健福祉センター中規模改修工事は、宇城市保健福祉センターの老朽化に伴う設備等の改修を行うもので、令和7年8月18日に契約相手方と仮契約を締結しております。

契約の内容は、工事名、宇城市保健福祉センター中規模改修工事。工事場所、宇城市松橋町松橋396番地1。契約金額3億2,197万円税込。契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町両仲間272番地の1。商号又は名称、株式会社日置組。代表者氏名、代表取締役岡本和久。

本事業は、平成14年に供用開始され23年が経過し、冷暖房設備や電気設備等の耐用年数を超過しております。各設備を更新し、保健事業推進の拠点施設として適正な運営を目指すものでございます。

本契約は、設計金額が1,000万円を超えるため、条件付一般競争入札方式を採用し、施工能力や実績により受注業者の選定を行っており、競争参加資格確認申請書を基に7月10日の指名審査会をはじめ、8月12日の開札結果により落札者を決定し、8月18日に仮契約を締結したところでございます。

なお、本工事については、令和7年度から令和8年度までの繰越明許費を設定し、令和8年7月31日の工事完成を目指しております。

以上で、議案第63号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第62号及び議案第63号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第64号から議案第67号までの詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案集26ページ、説明資料集17ページ、18ページです。議案第64号工事請負契約の締結について説明いたします。

本案件の豊福小学校校舎改築工事は、豊福小学校建替事業に伴う新校舎の建て替えを行うもので、令和7年8月18日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、豊福小学校校舎改築工事。工事場所、宇城市松橋町豊福1604番地。契約金額31億2,399万円。契約の相手方、住所、熊本県熊本中央区大江4丁目13番20号。商号又は名称、小竹・高橋・いさお特定建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社小竹組、代表取締役江越征記。

本事業は、昭和45年に建築された校舎棟の老朽化をはじめ、熊本地震による影響により老朽度合いが進行しているため、校舎棟を建て替えし、安全で安心な学校運営を目指すものです。

なお、本工事については、令和6年度から令和9年度までの4か年にわたる継続費を設定しており、令和9年5月28日の工事完了を目指しております。

以上で、議案第64号の詳細説明を終わります。

次に、議案集27ページ、説明資料集19ページ、20ページです。議案第65号工事請負契約の締結について説明いたします。

本案件の松橋中学校校舎等解体工事（2期）は、松橋中学校校舎等建替事業に伴う旧校舎などの関係諸施設の解体・撤去を行うもので、令和7年8月6日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、松橋中学校校舎等解体工事（2期）。工事場所、宇城市松橋町松橋522番地1。契約金額3億5,035万円。契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町両仲間272番地の1。商号又は名称、株式会社日置組。代表者氏名、代表取締役岡本和久。

本事業は、本年8月の松橋中学校校舎棟落成に伴い、旧校舎などを解体し、外構工事へつなげるものです。

なお、本工事については、令和8年度までの繰越明許を設定し、令和8年10月29日の工事完了を目指しております。

以上で、議案第65号の詳細説明を終わります。

次に、議案集28ページ、説明資料集21ページ、22ページです。議案第66号工事請負契約の締結について説明いたします。

本案件の宇城市農業者トレーニングセンター中規模改修工事は、豊野町にあります宇城市農業者トレーニングセンターが築38年を迎え、老朽化が進んでいるため建築設備等の改修を行うもので、令和7年8月19日に契約相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、宇城市農業者トレーニングセンター中規模改修工事。工事場所、宇城市豊野町糸石3029番地。契約金額2億20万円。契約の相手方、住所、熊本県宇城市小川町北新田278番地。商号又は名称、株式会社実栄企業。代表者氏名、代表取締役澤田幸佑。

以上で、議案第66号の詳細説明を終わります。

次に、議案集29ページ、説明資料集23ページ、24ページです。議案第67号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明いたします。

今回、小川総合文化センター中規模改修工事の変更契約につきましては、令和7

年8月18日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

契約の内容は、工事名、小川総合文化センター中規模改修工事。今回変更増額2,915万6,662円、現請負金額7億2,270万円、変更請負金額7億5,185万6,662円。契約の相手方、住所、熊本市中央区大江4丁目13番20号。商号又は名称、小竹・松崎特定建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社小竹組、代表取締役江越征記。

主な変更点は、着工後、建物東側にあります受水槽において亀裂が生じていることが判明し、修繕も困難であったため、受水槽方式と水道直結直圧給水方式を比較検討した結果、維持管理面に優れた水道直結直圧給水工事を実施するための増額や、地下ピット止水工事について、事前調査で把握していた箇所より多数の箇所から漏水していたことによる止水工事範囲増に伴う増額等です。

以上で、議案第67号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第64号から議案第67号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第68号及び議案第69号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集は30ページ、説明資料集は25ページから29ページをお願いいたします。議案第68号財産の取得について説明いたします。

今回の小型動力消防ポンプ購入は、宇城市消防団が使用している小型動力消防ポンプが取得から25年経過し、経年劣化が進んでいるため、16台を購入するものです。令和7年8月8日に契約相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、財産名は小型動力消防ポンプ。数量は16台。納入場所、宇城市松橋町大野85番地。取得価格3,463万6,800円、税込です。契約相手方は、住所、熊本市東区健軍1丁目31番7号。商号又は名称、株式会社田原商会。代表者氏名、代表取締役成良仁志。

なお、納期は令和8年2月27日までとしております。

以上で、議案第68号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は31ページ、説明資料集は30ページから36ページをお願いいたします。議案第69号財産の取得について説明いたします。

今回の消防積載車購入は、宇城市消防団が使用している消防積載車が取得から30年経過しており、経年劣化が進んでいるため、9台を購入するものです。快適性の向上を図るためクーラーやパワーウィンドウを備えるとともに、安全機能も強化した仕様となっております。令和7年8月18日に契約相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、財産名は消防積載車。数量は普通自動車9台。納入場所、宇城市松

橋町大野85番地。取得価格5,535万900円、税込です。契約相手方は、住所、熊本市東区健軍1丁目31番7号。商号又は名称は、株式会社田原商会。代表者氏名、代表取締役成良仁志。

なお、本契約の納期は令和8年3月17日までとしております。

以上で、議案第69号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第68号及び議案第69号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第70号及び議案第71号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は32ページ、説明資料集は37ページです。議案第70号市道の路線の認定について説明します。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、松橋町の左近田・右近田線です。左近田・右近田線は、市道認定基準に合致した整備済みの道路を市が寄附を受け、市道として認定するものです。

以上で、議案第70号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は33ページ、説明資料集は38ページです。議案第71号市道の路線の廃止について説明します。

道路法第10条第1項の規定に基づく市道の路線の廃止は、松橋町の曲野左近田3号線です。曲野左近田3号線につきましては、隣接します同等以上の機能のある左近田・右近田線の市道認定に伴い、廃止するものです。

以上で、議案第71号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第70号及び議案第71号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号について各部の所管に関する詳細説明を求めます。

まず、総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 認定第1号令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。説明は、別冊の令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算書にて行います。

まず、歳入歳出決算の実質収支について御説明いたします。令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算書の16ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。表の上段から、1の歳入総額は365億8,686万4,000円、2の歳出総額は340億6,445万6,000円、3の歳入歳出差引額は25億2,240万8,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は、合計で16億8,280万1,000円、また、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた5の実質収支額は8億3,960万7,000円となり、6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億2,000万円しております。

続いて、総務部所管の概要を御説明いたします。17ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細に沿って、主なものを説明いたします。

まず初めに、歳入の主なものについて説明いたします。

18ページ、19ページをお願いいたします。ページの下段の款2地方譲与税です。収入済額は3億2,176万1,111円で、前年度比プラス284万4,333円、0.9%増となります。主な増額要因は、森林環境譲与税の増加によるものです。

22ページから23ページに移ります。款7地方消費税交付金です。15億1,169万6,000円で、前年度比プラス1億1,192万円、8%の増となります。

続いて、款11地方交付税です。110億771万4,000円で、前年度比プラス1億3,833万9,000円、1.3%の増となります。主なものは、普通交付税が99億7,737万4,000円、前年度比プラス1億2,357万9,000円、1.3%増となります。

54ページ、55ページをお願いいたします。款20、項2、目1財政調整基金繰入金です。予算現額の13億8,903万1,000円、これに対しまして年度末までの收支不足額を見込み、収入済額として実際に繰り入れた額を5億円としております。

56ページ、57ページをお願いいたします。款21繰越金です。10億9,380万361円で、前年度比マイナス6,694万357円、5.7%の減となります。令和5年度の決算剰余金である純繰越金と令和6年度に繰り越した繰越明許事業などの一般財源となります。

66ページ、67ページをお願いいたします。款23市債です。市債全体の収入済額は33億6,570万円で、前年度比マイナス11億3,160万円、25.2%減となります。減額の主な要因は、不知火小学校、小川中学校及び松橋中学校の建替事業の財源とした市債発行額の減によるものです。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

74ページ、75ページをお願いいたします。款2総務費です。項1総務管理費では、74ページから109ページまでとなり、支出済額は29億6,007万3,705円となります。前年度比マイナス2,599万5,036円、0.9%の減となります。

目1一般管理費では、総務部、市長政策部、市民部などの職員人件費のほか、行政区や宇城広域連合等に関係する経費があります。このほか主なものといたしましては、80ページの目3文書管理費7,491万1,482円や、84ページの目5財産管理費1億4,497万822円、また100ページの目11情報システム運

當費2億203万8,232円など、全序的に共通する経費を所管しております。

続いて、118ページ、119ページをお願いいたします。項4選挙費です。支出済額は5,682万222円で、前年度比プラス3,045万9,099円、115.5%の増となります。主な支出は、市長選挙、市議会議員補欠選挙、衆議院議員選挙などとなっております。

308ページ、309ページをお願いいたします。款11、項1公債費となります。支出済額45億3,085万4,980円で、前年度比マイナス4,492万4,513円、1.0%の減となります。元金償還は7,380万円減少いたしましたが、利子の償還が3,096万円増加している状況となっております。

以上で、総務部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、市長政策部長に詳細説明を求めます。

○市長政策部長（亀井 誠君） 市長政策部所管の決算について主な決算額を説明します。

まず、歳入です。決算書の54、55ページをお願いします。

上段の款19寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金のうち、市長政策部所管は、ふるさと応援寄附金として5億8,003万5,890円、その下段、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税が500万円です。ふるさと応援寄附金は、前年度比1,346万円、2.3%の増です。

次に、歳出の決算になります。決算書は78、79ページをお願いします。

備考欄上から10段目、市制20周年イベント開催業務委託料2,055万4,609円は、20周年記念事業として実施した各種イベントに関する業務委託料です。

決算書は90、91ページをお願いします。目6企画費、節12委託料の備考欄中段下のふるさと納税関連の経費として事務一括代行業務委託料2億4,022万4,744円を支出しております。

続いて、92、93ページをお願いします。節18負担金補助及び交付金の補助金の備考欄下段、路線バスを運行するバス会社に対し、赤字を補填するバス運行対策費補助金として1億2,878万5,000円支出しております。前年度より874万円の減となっています。

また、ページの最下段、空き家改修事業補助金1,006万1,000円は、前年度比398万6,000円、28.4%の減となっております。

94、95ページに移りまして、備考欄の上から3つ目の用地取得補助金1,410万円と、その下の施設等建設補助金4,522万2,000円は、誘致企業に対しての補助金になります。

続いて、中段の節24積立金、元金積立金の備考欄、ふるさと応援寄附基金とし

て2億3,521万6,911円を基金へ支出しております。

次に、決算書は122、123ページをお願いします。項5統計調査費の総支出額1,108万5,208円は、農林業センサス住宅土地統計調査などの統計調査に要した経費です。

以上で、市長政策部所管の決算についての詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、市民部長に詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 市民部所管の決算について説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。決算書の2ページ、3ページをお願いします。

款1市税です。収入額が62億4,400万円余で、前年度に比べ1億2,800万円の減です。内訳は、市民税が23億5,600万円余で、前年度比1億4,300万円の減、固定資産税が31億7,700万円余で、前年度比1,500万円の増、軽自動車税が2億5,000万円余で、前年度比700万円の増、市たばこ税が4億6,000万円余で、前年度比700万円の減となっております。

なお、先ほど申し上げました市税の前年度比1億2,800万円の減は、個人住民税における定額減税が主な要因でございます。

市税全体の収入未済額は2億1,600万円余で、前年度より3,200万円多くなっております。収納率は96.54%で、前年度収納率96.99%を0.45ポイント下回りました。

続きまして、歳出を説明いたします。106ページ、107ページをお願いします。

ここは、款2総務費、項1総務管理費になりますが、中段の目15社会保障・税番号制度対策費、支出額3,300万円余は、マイナンバーカードの申請・作成・交付等に係る費用です。そのうち、節12委託料、備考欄のマイナンバーカード取得促進業務委託料756万2,016円は、カードの新規取得者や更新者に自宅や施設等に出向いて申請のお手伝いを行うものです。

108ページ、109ページをお願いします。上段の目16熊本地震復興基金事業費、支出額2,900万円余は、主に、節14工事請負費の宇城広域連合消防本部三角分署の建設に伴う防災拠点センターグラウンドの移設工事費2,251万5,742円です。

114ページ、115ページをお願いします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、支出額2億1,900万円余は、戸籍届や住民異動届、各種証明書発行などに係る費用でございます。

234、235ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、支出額11億5,000万円余の主なものを説明いたします。目1常備消防費、支出額8億

2,100万円余は、宇城広域連合常備消防費負担金になります。

236、237ページをお願いします。下段の目3消防施設費、支出済額1億200万円余は、節17備品購入費、支出済額8,675万7,440円の消防積載車や小型ポンプの購入費など、消防施設整備に要する費用でございます。

以上で、市民部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、福祉部長に詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 決算書の126、127ページをお願いいたします。福祉部所管の歳出の主なものについて説明いたします。

款3民生費です。総額130億5,970万940円の支出で、前年度より約3億8,500万円の増となっております。

福祉部所管について項目別に説明します。

項1社会福祉費の支出済額19億431万564円のうち、福祉部所管分は12億2,905万9,720円で、前年度から約3億2,200万円の増となっております。社会福祉職員人件費、生活困窮者自立支援に関する各事業、民生委員・児童委員協議会補助、社会福祉協議会の運営補助、住民税均等割非課税世帯給付事業、低所得者支援・定額減税補足給付事業などの経費が主なものです。

130ページ、131ページの項2障害者福祉費の支出済額は29億6,985万6,256円で、前年度比約2億5,600万円の増です。主なものは、134ページの目2障害者自立支援費で、137ページ節19扶助費の27億1,610万705円のうち、備考欄の障害福祉サービス等給付費と児童発達支援給付費などであります。

同ページ、項3老人福祉費の支出済額26億1,044万1,823円のうち、福祉部所管は12億6,225万7,713円で、前年度比約700万円の増です。主なものは、138ページ、目3介護保険費で、141ページの節27介護保険特別会計繰出金10億8,039万8,800円などとなります。

次に、142ページをお願いします。項4児童福祉費の支出済額は、前年度比約8,700万円増の43億4,051万7,395円です。主なものは、目1児童福祉総務費のうち、145ページの節18負担金補助及び交付金で、就学前教育・保育施設整備事業補助金5,844万9,000円、146ページの目2児童手当費、節19扶助費の児童手当費9億8,886万円、同ページの目3子ども・子育て支援費、149ページの節18負担金補助及び交付金の28億8,053万8,283円は、私立保育園運営費負担金及び認定こども園施設型給付費負担金が主なものとなっております。

150ページ、151ページの項5母子福祉費の支出済額は、前年度比約9,4

00万円減の2億8,831万569円で、主なものは、152ページの目1母子福祉費で、節19扶助費の児童扶養手当費2億5,483万7,560円などとなります。

最後に、152ページの項6生活保護費の支出済額は、前年度比約8,200万円減の9億4,207万6,659円で、主なものは、156ページの目2生活保護扶助費、節19扶助費で、備考欄の生活扶助費から就労自立給付費までの合計8億7,663万5,884円となっております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、保健衛生部長に詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 決算書の130ページ、131ページをお願いいたします。保健衛生部所管の歳出の主なものについて御説明いたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費は、前年度より約1億6,830万円減の6億7,525万844円です。国民健康保険特別会計への繰出金となります。

同じく項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費のうち、保健衛生部所管分の主なものは、135ページの節19扶助費の重度心身医療費助成金1億3,203万1,823円で、障害者医療費の助成金となります。前年度より約2,260万円増加しております。

次に、140ページ、141ページをお願いいたします。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費は、前年度より約5,985万円増の13億4,818万4,110円です。主なものは、143ページの節18負担金補助及び交付金の熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金及び節27繰出金の後期高齢者医療特別会計への繰出金となります。

次に、158ページ、159ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費は、前年度より約1億4,300万円減の13億1,698万889円です。主なものは、161ページの目1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金の公的病院等運営助成補助金、目2予防費、節12委託料の定期防接種業務委託料、163ページの節22償還金利子及び割引料の国庫支出金精算返還金、目3母子衛生費、節12委託料の妊婦乳幼児健診業務委託料、165ページの節19扶助費のことども医療扶助費、目4健康増進事業費、節12委託料の集団健診業務委託料、167ページの目5保健衛生施設費、節12委託料の測量設計業務委託料、169ページの目7病院費、節14工事請負費の受変電設備等改修工事費及び病棟等解体工事費などとなっております。

同じく項2環境衛生費は、前年度より1,285万円減の1億3,996万247

円です。主なものは、171ページの節18負担金補助及び交付金の宇城広域連合火葬場費等への負担金となります。

続いて、項3清掃費は、前年度より約6,900万円増の6億6,777万9,996円です。主なものは、172ページ、173ページの目1清掃総務費、節12委託料のごみ収集運搬業務委託料、節18負担金補助及び交付金の宇城広域連合への負担金、目2分別収集費、節12委託料の分別ごみ収集運搬業務委託料などとなっております。

以上で、保健衛生部所管の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出を説明します。174ページをお開きください。

款5農林水産業費、支出済額15億3,047万918円です。農業委員会所管分も含めております。

項1農業費、178ページに移ります。目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、支出済額9,970万7,677円です。主なものは、備考欄中段、農業次世代人材投資事業補助金892万5,000円、新規就農者育成総合対策事業補助金1,350万円及び新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金2,277万6,000円、以上合わせて4,500万円を超える経営不安定な就農直後の資金面での支援です。

あと、次ページに続く備考欄の最下段、農業経営収入保険加入促進事業補助金774万3,990円は、自然災害による収量減少や市場価格の低下なども含めた収入減少を広く補填する保険の保険料を一部助成し、加入促進を支援したものです。

185ページに移ります。目8農地総務費、節18負担金補助及び交付金、支出済額1億7,263万5,370円の中で、主なものは、多面的機能支払事業補助金1億6,161万6,270円です。農道、水路及び農業施設の補修や管理を地域が自ら行うことを支援する補助金で、現在79行政区が取り組んでいます。

189ページに移ります。目12ほ場整備事業費、節24積立金、支出済額1億6,523万4,300円です。事業最終年度は9年後の令和16年度になりますが、その際30億円にせまる事業負担金の支出が予定されていますので、基金を創設し計画的に財源を確保しています。

198ページに移ります。款6商工費、支出済額5億9,002万5,853円です。主なものは、項1商工費、204ページに移ります。目3商工振興費（繰越明許）、節12委託料（繰越明許）、備考欄中段の物価高騰対策商品券業務委託料3億1,898万2,067円で、物価高の影響を緩和する施策として5,000円の

商品券を交付し、市民の皆様に好評をいただきました。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 決算書の208、209ページをお願いします。土木部所管の歳出の主なものについて説明いたします。

款7土木費の支出済額は27億6,978万2,238円、前年度比3億8,000万円余の増額で、そのうち繰越明許費は4億9,381万8,000円です。

214ページ、215ページをお願いします。款7土木費のうち、項2道路橋りょう費、目2道路維持費は、現年分の支出済額が2億8,035万817円と、次の216、217ページの繰越明許の支出済額が4,071万1,554円で合計が3億2,106万2,371円となり、前年度比4,200万円余の減額となっております。

次に、216、217ページの目3道路新設改良費は、現年分の支出済額が2億829万7,609円、繰越明許の支出済額が3億9,250万9,273円で、合計しますと6億80万6,882円となり、前年度比2億4,300万円余の増額となっています。

続いて、218、219ページの目4橋りょう維持費は、現年分の支出済額が5,777万8,327円と繰越明許が1,839万3,765円で、合計は7,617万2,092円となります。

項3河川費では、220ページから221ページの目2河川維持費は3,601万6,354円、222ページから223ページの目3河川改良費は、現年分の支出済額1億3,149万5,628円と繰越明許分の支出済額が2,873万8,538円で、合計は1億6,023万4,166円となります。

次に、項4港湾費は支出済額が2,133万4,600円で、主に、三角港の県営港湾補修事業負担金となります。

222ページから223ページ下段の項5都市計画費は、次のページの上下水道局所管の目2の下水道費を除きますと、土木部関連の支出済額は1億8,595万6,782円となります。まず、222ページから223ページの目1都市計画総

務費は支出済額が7,401万8,679円になります。

226ページから227ページになります目4公園費の支出済額は5,599万3,226円で、市が管理します公園62か所の管理費で遊具の更新や除草作業、清掃作業の費用となります。

228ページ、229ページの項6住宅費の支出済額は2億447万7,523円で、市営住宅の維持修繕、改修、解体等の工事費となります。その次の急傾斜地対策を行いました項7防災対策事業費ですが、土木部関連の款7土木費となります。

次に、306ページからの災害復旧費に移ります。308、309ページをお願いします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の繰越明許を含めました支出済額は5,079万9,854円で、主に、公共土木施設災害発生時の修繕料等と建設機械等借上料、工事請負費となります。

以上で、土木部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、教育部長に詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 決算書242ページ、243ページでございます。教育部所管を説明いたします。

款9教育費の支出済額は総額44億7,681万7,761円で、前年度より26億3,145万円余の減となります。減額の要因は、令和5年度工事であった不知火小学校屋内運動場改築工事及びプール改築工事、小川中学校校舎等改築工事が完成したことなどの減によるものでございます。

それでは、歳出の主なものを説明いたします。

同じく242ページ、243ページの下段でございます。項1教育総務費、支出済額5億4,599万2,463円です。主なものは248ページ、249ページ、目3教育振興費、校務用パソコン等賃借料や小中学校のタブレット賃借料などでございます。

次に250ページ、251ページ中段でございます。項2小学校費、支出済額8億6,782万4,895円です。主なものは、254ページ、255ページです。目1学校管理費（繰越明許）、小学校施設改修工事費などとなります。

次に、258ページ、259ページの上段でございます。項3中学校費、支出済額15億885万8,988円です。主なものは、264ページ、265ページ、目3学校建設費、小川中学校旧校舎解体工事費及び小川中学校外構等整備工事費、松橋中学校校舎棟改築工事費などとなります。

次に、264ページ、265ページの下段でございます。項4社会教育費、支出済額4億1,280万1,872円です。主なものは、274ページ、275ページ中段、目5図書館費、図書館指定管理業務委託料などとなります。

次に、276ページ、277ページでございます。項5文化費、支出済額3億2,822万85円です。主なものは、288ページ、289ページ中段、目7世界遺産管理費、龍驤館耐震補強工事費などです。

次に、288ページ、289ページの下段となります。項6保健体育費、支出済額が2億6,997万9,090円です。主なものは、296ページ、297ページ中段、目3グラウンド費（繰越明許）、ふれあいスポーツセンター観覧席設置工事費などです。

次に、302ページ、303ページ中段です。項7学校給食費、支出済額5億4,314万368円です。主なものは、304ページ、305ページ上段、目1給食総務費、賄材料費などです。

以上で、認定第1号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、認定第1号の詳細説明を終わります。

次に、認定第2号及び認定第3号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 認定第2号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算書の510ページをお願いいたします。

まず、特別会計の実質収支を説明いたします。

歳入総額76億2,316万2,000円に対し、歳出総額76億1,379万円となり、差引937万2,000円の実質収支となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、468万7,000円を基金に繰り入れております。

それでは、歳入から説明いたします。512ページから513ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税について、収入済額は15億4,607万6,799円で、前年度から1億9,486万9,574円の増、不納欠損額が962万5,849円、収入未済額が1億9,463万2,390円となりました。

次に、款3県支出金、項1県補助金53億6,026万1,102円は、県からの補助金で、内訳は、普通交付金52億2,446万1,102円、特別交付金1億3,580万円です。

514ページから515ページをお願いいたします。款5繰入金6億7,525万844円の内訳は、一般会計からの法定内繰入金6億6,225万844円と、財政安定化のための一般会計からの借入金1,300万円です。

516ページ、517ページをお願いいたします。歳入合計は末尾の欄になりますが、収入済額76億2,316万2,439円となりました。

次に、歳出を説明いたします。518ページから519ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費 7,543万5,971円は、主に、国民健康保険事業に従事する職員の人物費です。

520ページから521ページをお願いいたします。款2 保険給付費は52億8,157万295円となり、総支出の69.37%を占めております。内訳について、項1 療養諸費 45億2,309万6,836円は、一般被保険者の療養給付費及び療養費が主なもので、前年度に比べ1億6,806万6,163円の減、率にして3.58%の減となっております。

項2 高額療養費 7億3,871万9,329円は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費で、前年度に比べ1,499万6,466円の減、率にして1.99%の減となっております。

次に、522ページから523ページをお願いいたします。項4 出産育児諸費では、出産育児一時金補助金として1,804万6,990円を、項5 葬祭諸費では、葬祭費補助金170万円を交付いたしました。

款3 国民健康保険事業費納付金 21億1,682万4,865円は、県への負担金となります。

524ページから527ページにかけて、款5 保健事業費 6,087万6,790円は、特定健診及び人間ドック業務委託料が主なものとなっております。

528ページから529ページをお願いいたします。款10 前年度繰上充用金 3,483万8,808円は、令和5年度国保特会への繰上充用金です。

530ページから531ページをお願いいたします。最後に末尾の欄になりますが、歳出合計の支出済額は76億1,378万9,882円となりました。

以上で、認定第2号の詳細説明を終わります。

続きまして、認定第3号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算書の608ページをお願いいたします。

まず、特別会計の実質収支を説明いたします。

歳入総額 10億8,841万5,000円に対し、歳出総額 10億8,162万5,000円となり、差引 679万円の実質収支となりました。

それでは、歳入から御説明いたします。610ページから611ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、収入済額 7億5,139万200円です。収入未済額は 160万2,092円ですが、年金からの特別徴収過納分（死亡者等の返還金として相続人等に返還すべき額） 68万9,500円が含まれておりますので、

実質の収入未済額は91万2,592円となります。

款4繰入金3億2,827万4,000円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金です。

歳入合計は、612ページから613ページの末尾の欄になりますが、収入済額10億8,841万4,904円となりました。

次に、歳出を説明いたします。614ページから615ページをお願いいたします。

款1総務費3,792万4,963円は、職員の人事費が主なものとなっております。

616ページから617ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金10億3,892万2,637円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金及び保険基盤安定負担金で、総支出額の96.05%を占めております。

最後に、歳出合計は末尾の欄になりますが、支出済額10億8,162万4,604円となりました。

以上で、認定第3号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第2号及び認定第3号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 認定第4号令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。決算書の710ページをお願いいたします。

初めに、実質収支に関する調書についてです。

歳入総額が73億8,372万円、歳出総額が72億2,810万9,000円、差引額が1億5,561万1,000円、実質収支額についても同額となっています。

720、721ページをお願いします。歳出の主なものについて説明いたします。

款1総務費の支出済額は1億6,752万3,621円で、人事費が主なものとなっております。

次に、722、723ページの款2保険給付費は、前年度比約2億2,400万円増の64億5,158万671円です。

728、729ページになります。款4基金積立金は、前年度比約3,000万円減の2億4,402万9,048円でございます。

次に、歳入の主なものを説明します。712、713ページになります。

款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料で、13億3,145万8,400円の収入済額です。

款3国庫支出金は、前年度比約1億1,600万円減の16億6,919万8,5

25円です。

714、715ページになります。款4支払基金交付金は、前年度から約5,400万円増の17億2,124万6,000円です。

款5県支出金は、前年度比約8,500万円減の9億2,202万9,148円です。

716、717ページの款8繰入金は、前年度比約1億6,600万円増の12億4,905万2,841円です。

款9繰越金は、令和5年度決算による繰越金で、前年度比約5,500万円減の4億8,715万3,733円となります。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第5号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 認定第5号令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

まず、奨学金特別会計決算の実質収支について説明いたします。決算書808ページの実質収支に関する調書です。

歳入総額1,226万2,000円、歳出総額1,164万7,000円、歳入歳出差引額は61万5,000円、実質収支額も同じく61万5,000円です。

続いて、歳入の主なものを説明いたします。810ページ、811ページ中段でございます。

款3繰入金、項2基金繰入金、節1奨学基金繰入金の収入済額は172万8,927円です。

款4、項1繰越金、節1前年度繰越金の収入済額は113万9,060円です。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、節1奨学資金貸付収入の収入済額859万400円は、貸付者からの返還金で、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額79万6,000円は、奨学金滞納分の返還金です。

次に、歳出の主なものを説明いたします。812ページ、813ページをお願いいたします。

款1育英事業費、節20貸付金の支出済額1,084万5,000円は、継続貸付者4人と令和6年度新規貸付者17人に対する奨学貸付金724万5,000円と、12人に対する入学支度貸付金360万円です。

同じく節24積立金の支出済額57万3,413円は、奨学基金積立金です。

以上で、認定第5号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第5号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第6号及び認定第7号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 認定第6号令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定について説明いたします。説明については、別冊の令和6年度宇城市水道事業会計決算書を基に行います。決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入において、第1款水道事業収益の決算額は13億9,142万2,628円です。内訳としましては、第1項営業収益12億1,903万635円で、主なものは水道料金になります。

第2項営業外収益が1億7,239万1,993円となり、主なものは、水道加入金や一般会計からの補助金などになります。

次に、ページ下段の表、支出です。第1款水道事業費用の決算額は13億5,927万7,430円です。内訳は、第1項営業費用が12億9,470万9,739円、主なものは、上天草・宇城水道企業団からの受水費や施設の運転に必要な動力費、職員給与などになります。第2項営業外費用では6,359万3,991円となり、企業債の利息が主なものとなります。第3項特別損失では97万3,700円、過年度水道料金等の還付金などになります。

続いて、4ページから5ページをお願いいたします。こちらは、資本的収入及び支出で、収入の第1款資本的収入の決算額は2億4,164万4,059円。内訳は、第1項企業債が1億9,750万円、第2項工事負担金が97万9,059円、消火栓設置に係る工事費用負担金が主なものです。第3項出資金が4,316万5,000円となり、主に、一般会計からの繰入金となります。

次に、下段の表、支出です。第1款資本的支出の決算額は4億9,802万7,328円です。内訳としましては、第1項建設改良費が2億1,336万1,972円、主なものは、施設改良等に伴う工事請負費になります。第2項企業債償還金では2億8,304万6,556円となり、第3項国庫補助金返還金が161万8,800円の決算額となりました。

6ページ以降につきましては、決算書類となる財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

続きまして、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定について説明いたします。説明は、同じく別冊の令和6年度宇城市下水道事業会計決算書をお願いいたします。決算書の2ページ、3ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の収入において、第1款下水道事業収益の決算額は13億9,802万2,292円です。内訳は、第1項営業収益が5億6,781万8,296円で、下水道使用料が主なものです。第2項営業外収益は8億2,879万

5,367円で、主なものは、一般会計からの補助金です。第3項特別利益は140万8,629円で、過年度消費税及び地方消費税の還付金になります。

次に、ページ下段の表の支出です。第1款下水道事業費用の決算額は14億3,874万8,105円です。内訳は、第1項営業費用が13億1,809万1,963円で、主なものは、固定資産の購入費用を使用可能期間にわたって分割して費用計上する減価償却費や処理場の維持管理費などになります。第2項業外費用は1億830万8,099円で、企業債の利息が主なものです。第3項特別損失は1,234万8,043円で、主なものは、過年度消費税修正申告に伴う損失になります。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。こちらは、資本的収入及び支出で、収入の第1款資本的収入の決算額は10億6,546万7,960円です。内訳は、第1項企業債が4億2,720万円です。第2項補助金の2億4,265万5,000円は、事業財源であります国庫補助金と県補助金になります。第3項分担金及び負担金の1,538万9,400円は、受益者負担金が主なものです。第5項出資金の1億863万7,000円は、一般会計からの繰入金です。第6項他会計負担金の2億7,158万6,560円は、一般会計からの雨水処理負担金となります。

次に、下段の表の支出です。第1款資本的支出の決算額は14億8,261万2,403円です。内訳は、第1項建設改良費が8億7,611万4,842円で、主なものは、雨水対策費における高良雨水ポンプ場の工事請負費、それと雨水排水ポンプの購入費などになります。第2項企業債償還金は6億649万7,561円となりました。

6ページ以降につきましては、決算書類となります財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第6号及び認定第7号の詳細説明が終わりました。

以上で、報告第14号から認定第7号までの詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第38 発議第3号 宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第38、発議第3号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定についてを議題とします。
本案の提出者に趣旨説明を求めます。

○4番（四海公貴君） 議席番号4番、会派暁の四海公貴でございます。

発議第3号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について趣旨説明をいたします。

宇城市は合併以降人口が減少しており、特に若い方の市外への流出が多く、宇城市合併以降約8,000人の人口が減少しています。また、徐々に高齢化率が上昇しており、2025年8月現在では高齢者人口は減少しているものの、後期高齢者比率は高くなっています。保健医療、介護、福祉のサービスを必要としている方は増加しています。宇城管内ハローワークの当該分野の求人倍率は、他の産業と比較して常に高く、また各関係団体へのヒアリングでも人材不足との見解が多く示されており、当該サービスを提供する人材が不足していると判断できます。

市民の家庭の同居形態は変化しており、毎年徐々に核家族化が進み、3世代同居が減少しており、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、親と子の世帯が増加しているため、家庭内で支え合う機能も低下しております。

また、当該サービス分野は、その報酬が国の公定価格で決められており、2年ごと、3年ごとの報酬の見直しとなっているため、現在の急激な経済物価変動に対応しづらい構造となっております。

さらに、当該サービス分野は、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれ、平時でも、地震や洪水、感染症蔓延等の災害時でも常に安定的なサービスを供給しなければならない分野です。

今後は、更なる少子高齢化の伸展から当該サービスへの従事する人材も減少し、当該サービス提供の体制維持がさらに困難になることが予測されます。

当該サービスの提供が困難になってしまふと、家族の就労などの経済活動が困難となり、宇城市全体に大きな損失を招いてしまうことになります。

本来ならば、人材の育成や確保などは各事業所で行うべきことと考えられますが、現在の宇市の状況から鑑みれば、地域全体の問題であると捉えるべき問題だと考えます。

この条例が、今後の宇市の⼈材育成、確保等に関する施策の基礎となり、当該サービスの安定的な供給体制を維持するとともに、当該サービスに従事している方々がやりがいを持って働くことができるよう宇城市を目指します。

議員各位におかれましては、条例案の趣旨を御理解いただき、御承認いただきまますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、発議第3号の趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 発議第3号の趣旨説明が終わりました。

—————○—————

日程第39 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第39、休会の件を議題とします。

お諮りします。9月3日水曜日から5日金曜日までは、議事整理のため休会にし

たいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、9月3日水曜日から5日金曜日までは、休会することに決定しました。

なお、9月6日及び7日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時38分

第 2 号

9月8日(月)

令和7年第3回宇城市議会定例会（第2号）

令和7年9月8日（月）
午前10時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 報告第14号 令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告について
日程第2 報告第15号 令和6年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第3 報告第16号 令和6年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第4 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）
日程第5 議案第49号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第50号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第51号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第52号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第53号 令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第54号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第55号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第56号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第57号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第58号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第59号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第60号 宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第61号 宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第18 議案第62号 宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

		を廃止する条例の制定について
日程第19	議案第63号	工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）
日程第20	議案第64号	工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎棟改築工事）
日程第21	議案第65号	工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））
日程第22	議案第66号	工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）
日程第23	議案第67号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）
日程第24	議案第68号	財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）
日程第25	議案第69号	財産の取得について（消防積載車の購入）
日程第26	議案第70号	市道の路線の認定について
日程第27	議案第71号	市道の路線の廃止について
日程第28	発議第3号	宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について
日程第29	認定第1号	令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第2号	令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第3号	令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第4号	令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	認定第5号	令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第6号	令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第35	認定第7号	令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第36		決算審査特別委員会の設置について
日程第37		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。 (19人)

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	8番 嘉古田 茂 己 君
9番 原 田 祐 作 君	10番 永 木 誠 君
11番 山 森 悅 嗣 君	12番 三 角 隆 史 君
13番 坂 下 勳 君	14番 大 村 悟 君
15番 高 橋 佳 大 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀 代 美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員 (1人)

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 德 君	総 務 部 長 木 見 田 洋 一 君
市長政策部長 亀 井 誠 君	市民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 元 田 智 士 君
經 濟 部 長 浦 田 敬 介 君	土 木 部 長 平 木 恵 一 君
教 育 部 長 舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長 米 田 年 宏 君
市長政策部次長 田 川 大 輔 君	市民 部 次 長 吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長 平 松 洋 介 君	保健衛生部次長 田 嶋 真 君
經 濟 部 次 長 池 田 真 一 君	土 木 部 次 長 嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長 山 下 寛 樹 君	三角支 所 長 佐 藤 幹 雄 君
不知火支 所 長 木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長 坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長 西 村 光 代 君	上下水道局長 福 田 真 治 君
会 計 管 理 者 永 田 康 之 君	監査委員事務局長 井 上 ま ゆ み 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 枝 邦 明 君	財 政 課 長 田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第14号 令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告について

日程第2 報告第15号 令和6年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

日程第3 報告第16号 令和6年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、報告第14号令和6年度宇城市一般会計継続費精算報告についてから、日程第3、報告第16号令和6年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第14号から報告第16号までを終わります。

-----○-----

日程第4 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めるについて（専決第12号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第4、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めるについて（専決第12号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めるについて（専決第12号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第5号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

- 日程第5 議案第49号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第50号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第51号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第52号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第53号 令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第54号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第55号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第56号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第57号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第58号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第59号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第60号 宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第61号 宇城市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第18 議案第62号 宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第19 議案第63号 工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）
日程第20 議案第64号 工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎棟改築工事）
日程第21 議案第65号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））
日程第22 議案第66号 工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセン

タ一中規模改修工事)

日程第23 議案第67号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(小川総合文化センター中規模改修工事)

日程第24 議案第68号 財産の取得について(小型動力消防ポンプの購入)

日程第25 議案第69号 財産の取得について(消防積載車の購入)

日程第26 議案第70号 市道の路線の認定について

日程第27 議案第71号 市道の路線の廃止について

日程第28 発議第3号 宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について

○議長(豊田紀代美君) 日程第5、議案第49号令和7年度宇城市一般会計補正予算

(第2号)から、日程第28、発議第3号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

議案第49号から発議第3号までにつきましては、お手元の令和7年第3回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第29 認定第1号 令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第2号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第31 認定第3号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第32 認定第4号 令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第33 認定第5号 令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第34 認定第6号 令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第35 認定第7号 令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

○議長(豊田紀代美君) 日程第29、認定第1号令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第35、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第36 決算審査特別委員会の設置について

○議長（豊田紀代美君）　日程第36、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここでお諮りします。認定第1号令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第6条及び会議規則第36条第1項の規定に基づき、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君）　異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までについては、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ただいま決算審査特別委員会が設置されたので、特別委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定によって、私、議長及び議会選出監査委員の5番、河野真理君を除く18人を指名します。

-----○-----

日程第37　休会の件

○議長（豊田紀代美君）　日程第37、休会の件を議題とします。

明日9日火曜日から12日金曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君）　異議なしと認めます。したがって、明日9日火曜日から12日金曜日までは、休会することに決定しました。

なお、13日から15日までは、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会　午前10時05分

第 3 号

9月16日(火)

令和7年第3回宇城市議会定例会（第3号）

令和7年9月16日（火）
午前10時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 議案第49号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第50号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第51号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第52号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第53号 令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第54号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第55号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第56号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第57号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第58号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第62号 宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第63号 工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）
- 日程第16 議案第64号 工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎改築工事）
- 日程第17 議案第65号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））

- 日程第18 議案第66号 工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）
- 日程第19 議案第67号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(小川総合文化センター中規模改修工事)
- 日程第20 議案第68号 財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）
- 日程第21 議案第69号 財産の取得について（消防積載車の購入）
- 日程第22 議案第70号 市道の路線の認定について
- 日程第23 議案第71号 市道の路線の廃止について
- 日程第24 発議第3号 宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第72号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第73号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	8番 嘉古田 茂 己 君
9番 原 田 祐 作 君	10番 永 木 誠 君
11番 山 森 悅 聰 君	12番 三 角 隆 史 君
13番 坂 下 勳 君	14番 大 村 悟 君
15番 高 橋 佳 大 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀代美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	末松直洋君	副市長	天川竜治君
教育長	平岡和徳君	総務部長	木見田洋一君
市長政策部長	亀井誠君	市民部長	岩竹泰治君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	元田智士君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	舛井貴男君	総務部次長	米田年宏君
市長政策部次長	田川大輔君	市民部次長	吉崎賢二君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	池田真一君	土木部次長	嶋津吉禮君
教育部次長	山下寛樹君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	坂本優子君
豊野支所長	西村光代君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	永田康之君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	松枝邦明君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。追加議案は、議事日程記載の日程第25、議案第72号及び日程第26、議案第73号であります。

-----○-----

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議案第49号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 議案第50号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第51号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第52号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第53号 令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第54号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第55号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第56号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第57号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第58号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第59号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第60号 宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第61号 宇城市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第62号 宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第63号 工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事） |
| 日程第16 | 議案第64号 工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎棟改築工事） |

- 日程第 17 議案第 65 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））
- 日程第 18 議案第 66 号 工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）
- 日程第 19 議案第 67 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）
- 日程第 20 議案第 68 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）
- 日程第 21 議案第 69 号 財産の取得について（消防積載車の購入）
- 日程第 22 議案第 70 号 市道の路線の認定について
- 日程第 23 議案第 71 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 24 発議第 3 号 宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 49 号令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）から、日程第 24、発議第 3 号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

去る 9 月 8 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件、条例案件 1 件、その他案件 4 件の合計 7 件であります。委員会を 9 月 11 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 49 号一般会計補正予算の歳出のうち、企画費の設計業務委託料について、委員から「来年度整備を予定している女性・若者キャリアアップ支援施設の基本設計・実施設計を九州大学との共同研究で作成するための委託料のことであるが、この施設においては、企業が必要とする人材を育成し、身に付けたスキルをいかせる企業につなぐとのことであったが、今の時点で、企業の想定はあるのか」との質疑に対し、執行部から「施設運営者によるマッチングとなる。運営者は今後プロポーザルで決定していくが、運営を担いつつ企業にマッチングできる複数の企業と話をしている。そこがプロポーザルに参加してもらうと、そういう出口戦略が見えてくると考えている」との答弁がありました。

次に、子育て世帯定住促進事業補助金について、委員から「対象者の条件は何か。また、どのような方法で制度の周知をしているのか」との質疑に対し、執行部から「市外からの転入が大前提でかつ小学校入学前の子どもがいる世帯を対象としている。住宅性能の要件はないが、新築住宅を建設した場合又は未入居の建売住宅を取得した場合を対象としている。制度については、広報紙やホームページでの周知はもちろん、移住・定住のパンフレットに折り込んだり、不動産業者やハウスメーカーに職員が出向いて制度の説明をしている」との答弁がありました。

次に、教育総務費の庁用器具購入費について、委員から「デジタル複合機の購入とのことであったが、なぜ当初予算ではなく、補正予算での対応となったのか」との質疑に対し、執行部から「現在、複合機、プリンター、輪転機を計178台設置しているが、その約7割が耐用年数を過ぎている。これまで何とか再リースで延長できていたが、今年度に入り保守契約を行っている業者から、来年度以降、保守契約ができないと連絡があったが、精査に時間を要したため、今回の上程となった」との答弁がありました。

次に、小学校費及び中学校費の屋内運動場空調整備工事費について、委員から「令和7年度は、どの学校が対象か」との質疑に対し、執行部から「中学校5校は、令和7年度に終わらせたい。ただ、物価上昇や空調機器が入手困難な状況もあり、延びる可能性がある。豊福小学校と不知火小学校を除く小学校9校を令和8年度の夏休み明けまでに終わらせ、最終的に令和9年3月で全ての小中学校を完了させる計画である」との答弁がありました。

次に、議案第65号工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））について、委員から「工事に1年くらいかかるが、生徒の登下校時の安全面について、現時点で契約の相手方と話していることがあれば教えてほしい」との質疑に対し、執行部から「工事実施の際には、登下校時間の調整や登下校用の仮設道路をつくるなどの対応をし、工事車両と錯綜しないように工事を進めたい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件1件、その他案件4件の合計7件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 建設経済常任委員会に付託された案件につき

まして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件2件、その他案件2件の合計7件であります。委員会を9月11日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第49号一般会計補正予算のうち、駅周辺開発推進事業費について、委員から「備品購入費についての内訳は」との質疑に対し、執行部から「現在、松橋駅の正面口に防災消防課が設置している防犯カメラが1か所、都市整備課で管理しているカメラが3か所あるが、カメラそのものの機能が低下しており、防犯上の問題で宇城署からカメラを設置してもらっている状況である。そのため、ロータリ一側1か所と駐輪場に2か所、合わせて3か所設置するものである」との答弁がありました。

次に、河川災害復旧工事費について、委員から「豊野町上郷工区の被災箇所復旧のことだが、今建設業者が忙しくオペレーターがいないと聞いている。先日の豪雨災害の復旧で多忙である状況だが、上郷工区は大丈夫なのか」との質疑に対し、執行部から「上郷工区については、幸い今回の雨では問題はなかった。業者への手配については、執行部としても感じているところであり、国及び県に代行できないかと考えている」との答弁がありました。

次に、地域活性化起業人負担金について、委員から「稼げる農業を実現するため、国の制度を活用し民間企業の知見をいかすという趣旨は理解できたが、その詳細は」との質疑に対し、執行部から「サンマルクホールディングスと本日、県知事立会いの下、企業等の農業参入に関する協定を結んだ。この協定の目的は、市と企業が相互の連携を強化し、それぞれの資源を有効に活用した協働活動を推進することにより市の農業振興の推進と企業の農業事業発展を目指すもので、これにより農産物の良さを発信することにより地域活性に寄与するものである。本年11月には国営事業で先行して工事を行っている浅川工区において、サンマルクホールディングスが小麦の作付けを行うことになっている。昨年5月に企業側から打診があり、8月の現場視察後に国営事業区域で事業を展開したいと話があった。本市でも裏作を150%にするという目標を掲げており、サンマルク側と本市の思惑が一致した」との答弁がありました。また、委員から「国営事業が進捗しているが、裏作が成功するかにかかっている。サンマルクホールディングス以外にも裏作をいかす企業があれば受け入れてもらいたいと思うが、どうか」との質疑に対し、執行部から「今回、サンマルクホールディングスは、小麦で参入する。国営事業では稼げる農業の実現

を目指しており、ほかにも高収益作物のブロッコリー、キャベツ、タマネギ等があるので、参入を希望される企業があれば前向きに検討していきたい」との答弁がありました。これに対し、委員から「成功事例を持った企業があれば採用していただき、稼げる農業の実現のためにお願いしたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件2件、その他案件2件の合計7件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件4件、その他案件3件、議員提出議案1件の合計12件であります。委員会を9月11日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第49号一般会計予算の歳出のうち、戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修業務委託料について、委員から「戸籍に氏名の振り仮名を記載するということで全世帯に振り仮名確認のためのはがきが来ているが、誤りがあったという届出は何通ほど来ているか」との質疑に対し、執行部から「届出期間は本年5月26日から1年間で、現在300件ほど届出があり、そのうち誤りの届出数は集計していない」との答弁がありました。

また、清掃費の環境保全隊パトロール業務委託料について、委員から「環境保全隊が解散したことにより委託料を減額することだが、不法投棄のパトロール業務の現状は」との質疑に対し、執行部から「現状は実施できていない。環境保全隊に代わる団体を検討したが、この委託料での受け手が見つからなかつたため、不法投棄に対する方針の見直しを行った。市内を巡回する郵便局やごみ収集車両にマグネットシートを貼ってもらい、不法投棄の監視と啓発活動を行っていく。そのため、予算もマグネットシートを購入する消耗品費に組み替えた」との答弁がありました。

次に、議案第51号後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員から「子ども・子育て支援事業に関する予算が計上されているが、本制度の概要は。また、保険料の上乗せ額は」との質疑に対し、執行部から「子ども・子育て支援金制度は、

子育てを社会全体で支える仕組みを構築する制度。拠出金は、国保や後期高齢者医療等の保険料に上乗せされる。上乗せ額は、国によると、後期高齢者医療では、令和8年度が一人当たり月平均200円、令和9年度は250円、令和10年度は300円。国保では、令和8年度が一人当たり月平均250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と試算されている」との答弁がありました。

次に、議案第58号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「消防団の団員の条例定数を市の現状に合わせて引き下げるのことだが、消防団の再編や統合への流れは、市から促すのか、地域からの要望によるものか」との質疑に対し、執行部から「班や区長から、地域の団員数が減少したので実情に合わせて隣の班と合併したいとの話が来る」との答弁がありました。これに対し、委員から「消防団は、火災や災害のときには市民にとって大きな助けになる。減少傾向ではあるが、一定数は必要ではないか。団員確保に対する方向性はあるか」との質疑に対し、執行部から「地元企業への入団の声掛けや、学校で消防団の活動を紹介し、将来的に団員確保につながればと考えている。また、市の広報紙で魅力を発信することも定期的に行っている」との答弁がありました。

次に、議案第61号宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、委員から「市民税、固定資産税、国民健康保険税の3税を10期に分けて平準化して徵収する方法から、3税それぞれ徵収する方法に変更することだが、市民から何か反応はあったか」との質疑に対し、執行部から「この変更に関しては数年前から広報紙で周知しているが、現時点では特に反応はない」との答弁がありました。

次に、議案第69号財産の取得（消防積載車の購入）について、委員から「経年劣化により新たに9台購入することだが、三角交番の横に積載車が多く並べてある理由は何か。ほかにも置いてあるところがあるのか」との質疑に対し、執行部から「乗れなくなった積載車を、三角町では三角交番の横、松橋町では松橋東災拠点センター敷地内に保管している。これらは消防団の班の合併等により使わなくなった古い車両であり、今後は売却処分を予定している」との答弁がありました。

次に、発議第3号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について、委員から「条例の内容や目的は非常に重要な感じている。しかし、第5条で『市民の役割』として市民に制限をかけ、またある特定分野の民間事業者を『尊重する』ことを定めるのはいかがか。職に貴賤はなく、市民も当該事業者の苦労を理解している。一方、人員確保が困難な原因の1つは報酬の問題があり、市民に制限をかけるよりも、まずは議会として、国に意見書を提出するなどの方法により制度改革を求めるのが先ではないか」との意見がありました。

た。これに対し、提案者から「報酬に関しては様々な団体が国に掛け合っているが、国も社会保障費が上昇する中で報酬の値上げは厳しいため、処遇改善加算などの人件費とは別枠で設けて対応しているのではないか。一方で、本市の現状を考えると、優先順位を付けて対応する余裕はないほどの人材不足の状況であり、そのような現状を市民にも知ってほしいと思い、啓発の意味を込めて『市民の役割』とした」との答弁がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件4件、その他案件3件、議員提出議案1件の合計12件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第49号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第49号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第50号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第50号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第50号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第51号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第51号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第51号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第52号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第52号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第53号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第53号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報

告は原案可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第53号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第54号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第54号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第54号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第55号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第55号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第55号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第56号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り

ますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第56号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第56号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第57号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第57号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第57号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第58号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第58号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第58号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第59号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第59号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第59号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第60号宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第60号宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第60号宇城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第61号宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第61号宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第61号宇城市税徵収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第62号宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第62号宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第62号宇城市農産廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第63号工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第63号工事請負契約の締結について（保健福祉センター中規模改修工事）は可決しました。

これから、議案第64号工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎棟改築工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎棟改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第64号工事請負契約の締結について（豊福小学校校舎棟改築工事）は可決しました。

これから、議案第65号工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第65号工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎等解体工事（2期））は可決しました。

これから、議案第66号工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第66号工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第66号工事請負契約の締結について（農業者トレーニングセンター中規模改修工事）は可決しました。

これから、議案第67号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第67号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）は可決しました。

これから、議案第68号財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第68号財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第68号財産の取得について（小型動力消防ポンプの購入）は可決しました。

これから、議案第69号財産の取得について（消防積載車の購入）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号財産の取得について（消防積載車の購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。したがって、議案第69号財産の取得について（消防積載車の購入）は可決しました。

これから、議案第70号市道の路線の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第70号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第70号市道の路線の認定については可決しました。

これから、議案第71号市道の路線の廃止についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第71号市道の路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第71号市道の路線の廃止については可決しました。

これから、発議第3号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、発議第3号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。発議第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、発議第3号宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第25 議案第72号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第73号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第25、議案第72号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第3号）及び日程第26、議案第73号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 今回提出します追加議案は、予算案件として令和7年度宇城市一般会計補正予算等2件をお願いするものであります。詳細につきましては、関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、議案第72号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第72号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第3

号)について御説明いたします。資料は、別冊の令和7年度宇城市各会計補正予算書の宇城市一般会計補正予算(第3号)の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億8,654万9,000円を追加し、予算総額を402億8,830万9,000円としております。

また、第2条では、地方債の補正を併せて行っております。

補正の概要につきましては、8月豪雨災害からの早期の復旧・復興を図るため、被災した公共施設等の復旧、災害救助や被災者の生活支援等に係る事務を迅速に行うに当たり、予算の追加補正を緊急で行うものとなります。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正となります。2ページが歳入、3ページが歳出予算となります。款と項の区分ごとに各費目において、紙面のとおり補正しており、主な内容については、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

続いて、4ページに移ります。第2表、地方債補正です。1追加で、災害救助事業費を5,960万円追加しております。災害援護資金貸付金の財源として市債を発行するものです。また、2変更では、公共土木施設災害復旧事業費の限度額を1億480万円増額し、補正後の限度額を11億1,000万円としております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出となります。

款1、項1、目1議会費で612万2,000円を減額しております。議会において、毎年実施されている各委員会の視察研修について、今回の豪雨災害の被害状況等を考慮して今年度は見送ることとされており、その費用につきまして豪雨災害の被災者支援や災害からの復旧・復興に充ててほしいとの議会からの申出を受け、減額するものです。

次に、款2、項1総務管理費です。目1一般管理費で4,403万2,000円を増額しております。節3職員手当等の時間外勤務手当4,243万2,000円と管理職員特別勤務手当160万円は、災害対策本部設置や避難所などの応急救助、また被災者支援や災害復旧事務に伴います常勤職員の超過勤務手当となります。

このほか、落雷や豪雨により被害を受けた不知火支所の自動火災報知機などの修繕料312万円や、被災者支援情報等を発信する広報紙「号外」の印刷製本費64万2,000円の増額、災害復旧事業を行うために必要な土木工事等積算システムのライセンス数の追加に伴う増額118万3,000円を、各目でそれぞれ計上しております。

同じく項2、目1税務総務費で255万9,000円を増額しております。節1

2 委託料の家屋被害認定調査業務委託料は、土砂崩れや浸水等で被害を受けた住家について、り災証明の発行に伴い、職員では対応できない二次調査や非木造家屋の調査業務を委託するものです。

款3、項1、目1社会福祉総務費では99万円を増額しております。節19扶助費の災害罹災者見舞金は、災害救助や災害弔慰金等の対象とならなかつた被災者に対し、世帯主に見舞金を支給するものです。

10ページをお願いいたします。款3、項8、目1災害救助費で7,208万3,000円を増額しております。節12委託料の災害ボランティアセンター調整事務委託料は、災害発生時の救援活動とボランティア活動の円滑な運営を図るため、協定に基づき社会福祉協議会にその運営等を委託したものとなります。

財源は、県の災害救助費負担金でその全額が賄われる予定です。

節19扶助費では、災害弔慰金500万円と災害障害見舞金250万円の追加をしております。災害により死亡した者の遺族に対しては、災害弔慰金を支給し、重度の障がいを受けた者については、生計維持者に災害障害見舞金を支給するものです。

財源は、県の災害弔慰金等負担金で4分の3が賄われる予定です。

節20貸付金の災害援護資金貸付金5,960万円の追加は、災害により世帯主が負傷した場合又は住居、家財に被害を受けた者に対し、災害援護資金を無利子又は低利で貸し付けることで、被災者の生活の立て直しを図るものです。

財源は、市債の災害救助債で全額を賄う予定としております。

款4、項2、目1環境衛生総務費では128万7,000円を増額しております。節12委託料の家屋消毒殺菌業務委託料は、家屋が浸水した場合は細菌やカビが繁殖しやすくなるため、感染症予防対策として床下を消毒するものです。申請件数の増加に伴い、不足額を増額するものとなります。

財源は、国と県の感染症予防事業費等負担金で3分の2が賄われる予定です。

次に、11ページをお願いいたします。款4、項3、目1清掃総務費で2億7,400万円余を増額しております。節12委託料の災害廃棄物処理業務委託料は、仮置き場における災害ごみの搬入量の増加や宅地流入土砂等の処分費を追加したことによる増額となります。

同じく宅地流入土砂等緊急撤去業務委託料の7,106万円は、宅地に流入しました土砂まじりの瓦礫の流量が甚大な場合に、当該災害廃棄物を市が撤去し、仮置き場まで収集・運搬するものとなります。

また、損壊家屋解体撤去業務委託料の3,630万5,000円は、災害により全壊した損壊家屋等の公費解体を行うものです。

節18負担金補助及び交付金の宅地流入土砂等緊急撤去事業補助金3,740万円は、宅地敷地内に土砂等が流入し、被害を受けた土地の所有者等に対し、土砂等の撤去に伴う費用を補助することで、住民の安心及び公衆衛生の保全を図るものとなります。

清掃総務費の補正総額に対する財源は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金で2分の1が賄われる予定です。

次に、款5、項1、目3農業振興費で7,450万円を増額しております。節18負担金補助及び交付金の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は、豪雨により農作物が冠水した被災農業者が行います種子や苗などの生産資材の再調達経費や、追加的な施肥・消毒等に要する費用の一部について補助を行うことで、早期の営農再開を支援するものです。

財源は、県の強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金で全て賄われる予定となっております。

同じく農地利用効率化等支援事業補助金は、豪雨により農業用機械や施設設備が冠水した被災農業者が行います修繕・復旧費用の一部について補助を行うことで、早期営農再開を支援するものです。

財源は、県の農地利用効率化等支援事業費補助金で2分の1が賄われる予定です。

続いて、同じく項3、目3漁港管理費で150万円を増額しております。節12委託料の大規模漂着流木等処理業務委託料は、豪雨の影響により、松合、御船及び戸馳漁港において多数の流木等が漂着しているため、漁港機能の維持や漁業活動の安全確保のため、早急な撤去が必要となったものです。

12ページをお願いいたします。款9、項4、目5図書館費の100万円の増額と、同じく項5、目3郷土資料館費の17万6,000円の増額は、不知火地区にある宇城市立図書館と豊野町にあります宇城市立郷土資料館が豪雨により雨漏りが発生し、施設運営に支障が生じているため、早期の修繕をそれぞれ行うものとなります。

款10、項2、目2公園施設災害復旧費、節14工事請負費の公園施設災害復旧工事費3億1,500万円は、小川町の観音山総合運動公園敷地内の法面崩壊等について、災害復旧工事を行うものです。

財源は、国の公園施設災害復旧費負担金が3分の2、残余については、市債を発行し賄う予定といたしております。

続いて、歳入予算の説明をいたします。主な特定財源につきましては歳出予算で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

7ページをお願いいたします。事項別明細書の2、歳入です。

款12、項1、目1地方交付税で、特別交付税を1億900万円余増額しております。国庫補助事業である災害廃棄物処理事業の市の負担分に対し、その約8割が国から特別交付税として交付される見込みとなります。

次に、8ページをお願いいたします。款20、項2、目1財政調整基金繰入金で1億1,200万円余増額しております。歳出総額に対し、歳入総額が不足する額の財源調整を当該科目で行っております。

以上で、議案第72号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第72号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第72号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第72号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第72号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。したがって、議案第72号令和7年度宇城市一般会計補正予算

(第3号) は原案のとおり可決しました。

次に、議案第73号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第73号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

中段から下段にかけまして、第3条資本的収入及び支出の収入においては、第1款資本的収入で490万円を増額しております。補正の主な理由は、8月豪雨により被災した豊野町の安見地区及び東部地区農業集落排水処理施設に係る災害復旧工事の財源とするため、災害復旧事業債を追加しております。

2ページに移ります。支出では、第1款資本的支出において495万円を増額しております。内容は、収入で説明しました災害復旧工事費の追加となります。

続いて、第4条企業債では、既決予算で対応しました応急復旧工事費50万円の財源を含め、540万円の災害復旧事業を追加しております。

3ページに移ります。応急復旧工事を既決予算で対応したため、建設改良事業債を限度額1億6,510万円から1億6,460万円に50万円減額し、予算を組み替えております。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第73号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第73号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第73号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第73号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第73号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第27 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第27、休会の件を議題とします。

明日17日水曜日から19日金曜日までは、決算審査分科会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日17日水曜日から19日金曜日までは休会することに決定しました。

なお、20日及び21日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時15分

第 4 号

9月22日(月)

令和7年第3回宇城市議会定例会（第4号）

令和7年9月22日（月）
午前10時40分 開議

1 議事日程

- 日程第1 認定第1号 令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2 認定第2号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3 認定第3号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4 認定第4号 令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5 認定第5号 令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6 認定第6号 令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第7 認定第7号 令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第8 議員派遣の件
日程第9 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	8番 嘉古田 茂 己 君
9番 原 田 祐 作 君	10番 永 木 誠 君
11番 山 森 悅 瞽 君	12番 三 角 隆 史 君
13番 坂 下 勳 君	14番 大 村 悟 君
15番 高 橋 佳 大 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀 代 美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

16番 園田 幸雄君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星津章博君 書記 三村修司君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	末松直洋君	副市長	天川竜治君
教育長	平岡和徳君	総務部長	木見田洋一君
市長政策部長	亀井誠君	市民部長	岩竹泰治君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	元田智士君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	舛井貴男君	総務部次長	米田年宏君
市長政策部次長	田川大輔君	市民部次長	吉崎賢二君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	池田真一君	土木部次長	嶋津吉禮君
教育部次長	山下寛樹君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	坂本優子君
豊野支所長	西村光代君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	永田康之君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	松枝邦明君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時40分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定第7号 令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、認定第1号令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、9月8日の会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（三角隆史君） 本特別委員会において審査した案件は、去る9月8日の本会議において、本委員会に付託された認定第1号から認定第7号までであります。審査については、常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長はその常任委員会の正副委員長において進めました。

審査の方法は、分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書とこれに付随する資料に基づき詳細な説明を求め、進めました。また、決算審査は執行済みではあるものの、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会であることを念頭に審査に当りました。

中でも、前年の決算審査特別委員会において指摘した事項にどのような改善が図られたか、そして予算執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか。また前年の意見、施策や事業目的がどの程度達成され、市民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの視点に立ち、質疑を行いました。その質疑、意見については、先ほどの第2回委員会において、各分科会からの

報告が終わっておりますので、内容は省略いたします。

採決の結果、認定第1号から認定第7号までについては、全て認定すべきものと決定しました。

なお、予算執行に伴う政策効果・経済性、また、外郭団体の適正かつ効率的な運営管理、経営の安定性の観点から、今後の予算執行に際しては一層の検討を加えるよう、審査時において申し添えたところであります。

執行部においては、今後、審査の結果は後年度予算編成あるいは執行にいかすよう努力すべきであり、市の行財政運営の一層の健全化と適正化に役立てる切望します。

○議長（豊田紀代美君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第1号令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、認定第1号令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、認定第2号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、認定第3号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、認定第4号令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、認定第5号令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第6号令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、認定第6号令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、認定第7号令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議員派遣の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

ただいまタブレットにて送信しました議員派遣の件をご覧いただきたいと思います。

本案は、地方自治法第100条第13項及び宇城市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣することについて提案するものであります。

お諮りします。議員派遣の件は、派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第9 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第9、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、タブレットにて送信しました所管事務の調査項目につきまして、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和7年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 錄

令和7年第3回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 契:棄権

令和7年第3回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 売:棄権

議員名 件 名	1 林田	2 津志田	3 坂元	4 四海	5 河野	6 吉良	7 田中	8 嘉古田	9 原木	10 山森	11 三角	12 坂下	13 大村	14 高橋	15 園田	16 河野	17 豊田	18 中山	19 石川	20 弘幸	審議結果	賛成	反対
	和	幸紀	大介	公貴	真理	邦夫	美君	茂己	誠	悦嗣	隆史	勲	悟	佳大	幸雄	正明	紀代美						
議案第66号 工事請負契約の締結について(農業者トレーニングセンター中規模改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18 0
議案第67号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(小川総合文化センター中規模改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18 0
議案第68号 財産の取得について(小型動力消防ポンプの購入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18 0
議案第69号 財産の取得について(消防積載車の購入)	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	17 0
議案第70号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18 0
議案第71号 市道の路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	18 0
議案第72号 令和7年度宇城市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	17 0
議案第73号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18 0
認定第1号 令和6年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18 0
認定第2号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18 0
認定第3号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18 0
認定第4号 令和6年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18 0
認定第5号 令和6年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18 0
認定第6号 令和6年度宇城市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18 0
認定第7号 令和6年度宇城市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18 0
発議第3号 宇城市保健医療、介護及び福祉サービスにおける人材の育成、確保等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18 0